



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2012 FEBRUARY / 130号

★ 2011 年改正商標法解説 ★

2011 年法改正には特許法だけでなく、商標法の改正も含まれています。今月はこれについて解説します。

1. 商標法における博覧会指定の廃止（商標法第 4 条第 1 項第 9 号及び第 9 条第 1 項）

商標法には、特許庁長官が個別に指定した博覧会について、この博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標を不登録事由とする規定（第 4 条第 1 項第 9 号）や、上記博覧会に出品した商品等の商標の出願時をその博覧会への出品時に遡らせる規定（第 9 条第 1 項）があります。しかし、9 号に基づく指定件数は、制度導入（昭和 40 年）から現在に至るまでその実績が 1 件もありません。そこで、特許庁長官による個別の博覧会指定を廃止し、特許庁長官の定める基準に適合する博覧会を保護の対象とすることとしました。

改正法 2012 年 4 月 1 日施行

（商標登録を受けることができない商標）

第 4 条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

第 9 号 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

2. 商標権消滅後 1 年間の登録排除規定の廃止（商標法第 4 条第 1 項第 13 号）

現行商標法第 4 条第 1 項第 13 号の規定によれば、商標権が消滅した後、すぐに他人がその商標の登録及び使用をすれば商品又は役務の出所の混同を招くおそれがあるという理由で、商標権消滅後 1 年間は他人の商標登録出願を一律に排除しています。しかし、審査運用上は 13 号に基づく拒絶理由の通知がなされた場合であっても当該拒絶理由に基づく拒絶査定を行うことは多くはありません。13 号に基づく拒絶理由は一定期間を経過すれば解消するため、出願人からの申し出により当該期間の経過を待つて、後願の出願人に登録査定を出すことが多いからです。

こうした状況に対応するため、この 13 号の規定は廃止されます。しかし、更新期間が経過した商標権でも経過後 6 ヶ月以内には倍額の更新料を支払って更新が可能ですし、さらにその後 6 ヶ月以内にも救済規定（21 条）により商標権が回復する可能性があります。したがって、13 号の規定の廃止にもかかわらず、商標権満了後 1 年間はやはり他人の商標登録は認められません。結局、この 13 号の規定の廃止により即座に他人に登録が認められるのは商標権が無効審判や放棄等により消滅した場合のみということができます。

なお、この改正には経過措置が設けられず、現に特許庁に係属している出願についてもこの規定の適用はなくなります。

現行法

第 4 条第 1 項第 13 号（2012 年 4 月 1 日廃止）

商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかったものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの